

確定申告に活用できる 国民健康保険の医療費通知発送について

確定申告に活用できるように、令和2年1月～12月診療分の医療費通知を、令和3年2月下旬に発送いたします。

※世帯の中に受診者がいない場合、医療費通知は発送しません。

■確定申告の医療費控除に活用していただく場合のお願い

医療費通知の発送は、保険診療の仕組み上、最短で令和3年2月下旬となります。医療費通知がお手元に届くまでに確定申告をされる場合は、令和2年5月送付済(令和2年1月～3月診療分)、令和2年8月送付済(令和2年4月～6月診療分)、令和2年12月送付済(令和2年7月～10月診療分)の医療費通知と、11月、12月受診分の領収書をご利用ください。

■医療機関の領収書が必要な場合があります

保険適用外の診療など、一部医療機関名が医療費通知に記載されないことがあります。この場合は、領収書等に基づく補記や、領収書の保管が必要になることがあります。

※医療費通知に記載する医療費支払額については、レセプトに基づいた計算上の金額となるため、実際の窓口支払額とは異なることがあります。

※高額療養費や医療費助成等による還付を受けている場合は、還付額については反映されません。

お問い合わせ先

鏡野町保健福祉課 国保係 担当：山本・小林
電話(0868)54-2986 FAX(0868)54-2891

～新成人の皆様へ～ 20歳になったら国民年金

国民年金は、年をとったとき、病気や事故で障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

国民年金は、20歳以上60歳未満の方は加入することが義務付けられており、20歳になると日本年金機構から国民年金加入のお知らせが届きます。

※保険料を未納のまま放置すると、年金の給付を受け取ることができない場合があります。

※学生の方は保険料の納付が猶予される学生納付特例制度などの免除制度もあります。

お問い合わせ先

津山年金事務所 国民年金課 電話(0868)31-2360
鏡野町住民税務課 国民年金係 担当：竹井 電話(0868)54-2985